

M&Aシニアエキスパート養成スクール

企業評価 演習

日本M&Aセンター

企業評価総合研究所 企業評価部 部長 高橋 奈緒子

本日の演習内容

- 1 評価対象会社の概要
- 2 時価純資産の算定
- 3 時価純資産の具体的算定方法（資産）
- 4 時価純資産の具体的算定方法（負債）
- 5 税効果の検討
- 6 営業権の算定
- 7 （ご参考）取引事例法とは

本日の演習内容

1 評価対象会社の概要

2 時価純資産の算定

3 時価純資産の具体的算定方法（資産）

4 時価純資産の具体的算定方法（負債）

5 税効果の検討

6 営業権の算定

（ご参考）取引事例法とは

下記前提及び各種受入資料に基づき株式会社フカヒレの株式価値を算定します。

評 価 対 象	株式会社フカヒレ
本 社 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
代 表 者	田島 亮輔（62歳）
資 本 金	10,000千円
事 業 内 容	食品卸売業（高級中華料理店、東京、名古屋、大阪、福岡の4店舗を運営）
発行済株式総数	20,000株
算 定 日	2023年6月15日
基 準 日	2023年3月31日（基準となる貸借対照表日）
目 的	対象会社の過半数の株式を第三者間で売買取引・M&Aする場合（「本件取引」といいます）の譲渡価額決定の参考資料とすること（「本件算定目的」といいます）を目的に本株式価値算定書は作成されております。
評 価 手 法	時価純資産＋営業権法

本日の演習内容

1 評価対象会社の概要

2 時価純資産の算定

3 時価純資産の具体的算定方法（資産）

4 時価純資産の具体的算定方法（負債）

5 税効果の検討

6 営業権の算定

（ご参考）取引事例法とは

簿価純資産

資産の修正

負債の修正

税効果の検討

時価純資産

本日の演習内容

1 評価対象会社の概要

2 時価純資産の算定

3 時価純資産の具体的算定方法（資産）

4 時価純資産の具体的算定方法（負債）

5 税効果の検討

6 営業権の算定

（ご参考）取引事例法とは

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の受払記録を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

下記のような資料を入手、あるいは作成、分析することにより異常点を把握してからヒアリングを行います。

■ 売掛金 3期比較

(単位：千円)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	25,435	36,486	27,856
得意先 B	14,535	14,215	16,574
得意先 C	26,483	14,897	15,486
得意先 D	14,234	14,234	14,234
その他	54,351	65,412	51,813
合計	135,038	145,244	125,963

■ 売掛金
補助残高一覧表

(単位：千円)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	25,435	36,486	27,856
得意先 B	14,535	14,215	16,574
得意先 C	26,483	14,897	15,486
得意先 D	14,234	14,234	14,234
得意先 E	12,015	15,423	10,453
得意先 F	13,542	14,235	9,252
得意先 G	9,534	10,245	8,352
得意先 H	7,456	9,542	8,045
得意先 I	7,786	12,391	5,279
得意先 J	4,018	3,576	4,257
123456789	6,175	6,175	6,175
合計	135,038	145,244	125,963

■ 売上高 3期推移
(上位3社のみ抽出)

(単位：千円)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	305,412	437,254	334,400
得意先 B	175,578	124,872	111,204
得意先 C	320,456	164,756	175,463

※ 上記得意先はいずれも末日締め翌月末払いの約定となっている。

①売掛金 3 期比較から異常点を検討します。

■売掛金 3期比較

(単位：千円)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	25,435	36,486	27,856
得意先 B	14,535	14,215	16,574
得意先 C	26,483	14,897	15,486
得意先 D	14,234	14,234	14,234
その他	54,351	65,412	51,813
合計	135,038	145,244	125,963

売掛金残高が
3 期同額となっており、
「3期同額となっている理由」を
確認します。

②補助残高一覧表から異常点を検討します。

■売掛金 補助残高一覧表

(単位：千円)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	25,435	36,486	27,856
得意先 B	14,535	14,215	16,574
～			
得意先 J	4,018	3,576	4,257
123456789	6,175	6,175	6,175
合計	135,038	145,244	125,963

具体的な相手先名が入っておらず、
「請求権がある実在の債権か」を
確認します。

③売掛金 3 期比較、及び売上高 3 期推移を用いて回転期間分析を行い、異常点を検討します。

■売上高 3期推移 (上位3社のみ抽出)

(単位：千円)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	305,412	437,254	334,400
得意先 B	175,578	124,872	111,204
得意先 C	320,456	164,756	175,463

※上記得意先はいずれも末日締め翌月末払いの約定となっている。

約1カ月ほどの回転期間が
算出されるはず。

■回転期間分析 (上位3社のみ)

(単位：月)

相手先	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
得意先 A	1.00	1.00	1.00
得意先 B	0.99	1.37	1.79
得意先 C	0.99	1.09	1.06

※売掛金残高÷売上高×12カ月で算出

年々1カ月上回る
回転期間となっており、
その理由を確認します。

下記の売掛金については、回収不能見込額を減額します。

相手先	帳簿価額	評価差額	評価額	修正事由
得意先D	14,234	△ 14,234	0	手形交換所による取引停止処分を受けた
123456789	6,175	△ 6,175	0	粉飾につき全額控除する
得意先B	16,574	△ 8,287	8,287	経営状態が悪く、半年以上回収できていないため債権金額の50%を評価額とする。
その他	88,980		88,980	
合計	125,963	△ 28,696	97,267	

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の受払記録を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

下記のような棚卸資産の受払記録を入手し異常点を把握してからヒアリングを行います。

	期首残高数量(個)	受入数(個)	払出数(個)	残高数(個)	単価 (円)	残高 (千円)
商品A	2,715	34	45	2,704	1,220	3,299
商品B	1,402	2,485	3,425	462	800	370
商品C	104	2,482	2,514	72	14,240	1,025
商品D	2,014	1,025	2,538	501	607	304
商品E	704	242	412	534	1,430	764
商品F	304	345	415	234	341	80
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計	102,154	2,484,153	2,471,568	114,739		104,771

例えば以下のような点に着目して異常点を把握します。

	期首残高数量(個)	受入数(個)	払出数(個)	残高数(個)	単価 (円)	残高 (千円)
商品A	① 2,715	34	45	2,704	1,220	3,299
商品B	1,402	2,485	3,425	462	800	370
商品C	104	2,482	2,514	72	② 14,240	1,025
商品D	2,014	1,025	2,538	501	607	304
商品E	704	242	412	534	1,430	764
商品F	304	345	415	234	341	80
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計	102,154	2,484,153	2,471,568	114,739		104,771

① 商品 A 期首・期末残高数量に比べ、受入数と払出数が少ない。

▶ 受入数と払出数が残高数に比べて少ない理由を確認する。

② 商品 C 他の商品に比べて単価が異常に高い。

▶ 商品の具体的内容を確認し、単価の異常性を検討する。

下記の商品につき、帳簿価額から減額します。

(単位：千円)

内容	帳簿価額	評価差額	評価額	修正事由
商品 A	3,299	△ 990	2,309	滞留している商品であり、原価から30%引きであれば販売可能とのことであるため、30%減額評価する
商品 C	1,025	△ 922	103	商品単価の誤りであり、14,240円を1,424円に修正の上評価する
その他	100,447		100,447	
合計	104,771	△ 1,912	102,859	

(単位：千円)

項目	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	1,500,000	1,600,000	2,000,000
売上原価	900,000	960,000	1,300,000
期首棚卸高	500,000	500,000	500,000
当期仕入高	900,000	960,000	1,100,000
期末棚卸高	500,000	500,000	300,000
売上総利益	600,000	640,000	700,000
販管費	650,000	650,000	650,000
営業利益	-50,000	-10,000	50,000

粗利率	40%	40%	35%
-----	-----	-----	-----

期末棚卸資産を2023年3月期に廃棄することで粗利が低下している。

廃棄している商品は、2023年3月期に廃棄すべきものだったのか？

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

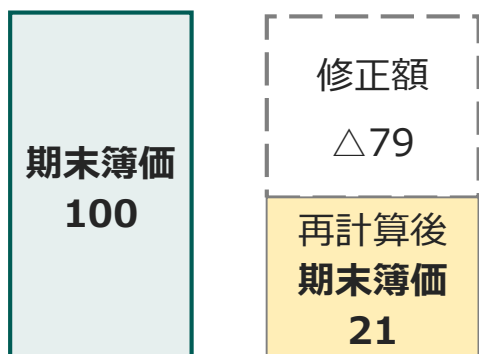
会社の減価償却が適正に実施（税法上の限度額まで毎期計上されていること）されているかどうかを検証します。

- 減価償却資産の評価には、通常、以下の資料が必要となる。

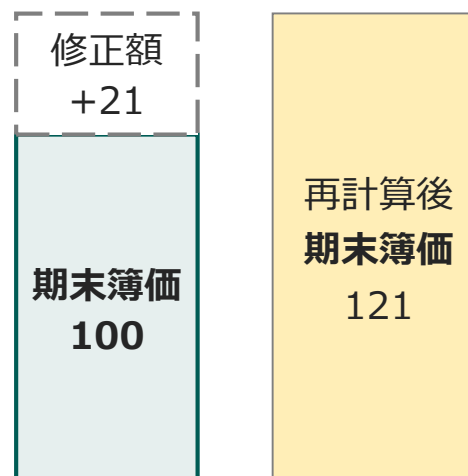
- ▶ 減価償却明細書
- ▶ 不動産登記簿謄本

- ① 減価償却不足がある場合には、不足額を減額します。
- ② 減価償却超過がある場合には、原則、超過額を加算します。（特別償却や圧縮記帳がある場合）

①減額修正のケース



②増額修正のケース



有形固定資産（土地以外）の評価（減価償却明細書）

ⅢA

(04～03月度)

固定資産台帳 兼 減価償却額明細書

会社:408 株式会社フカヒレ 1/11頁

勘定:001 建物 計算期間 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

資産コード	償却方法	数量	耐用年数	償却率	償却月数	期首過不足額	期中増加額	普通(増加)償却額	当期償却限度額	当期超過額	繰越過不足額	摘要
資産名			事業供用日		取得価額	期首帳簿価額	期中減少額	特別(割増)償却額	当期償却額	当期認容額	期末帳簿価額	償却累計額
010003	定額法	1	50	0.020		12			3,450,000			
大阪 鉄骨鉄筋コンクリート造建物			2020/12/4		172,500,000	172,500,000			0		172,500,000	0
建物(定額法)計					172,500,000	172,500,000			3,450,000		172,500,000	0
建物合計					172,500,000	172,500,000			3,450,000		172,500,000	0

■ あるべき減価償却額

2021年3月期 172,500千円×0.02× 4/12 = 1,150千円

2022年3月期 172,500千円×0.02×12/12 = 3,450千円

2023年3月期 172,500千円×0.02×12/12 = 3,450千円

合計 8,050千円

適正償却額に再計算したところ、建物に償却不足額が認められたため帳簿価額から減額する。

(単位：千円)

資産	帳簿価額	評価差額	評価額
建物	172,500	△ 8,050	164,450
建物付属設備	58,317	-	58,317
車両運搬具	7,525	-	7,525
工具器具備品	243,614	-	243,614
合 計	481,956	△ 8,050	473,906

※償却不足額を減額

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

土地の時価評価は簡便的に路線価（含む倍率方式）により評価を行います。

- 土地の評価は、通常、以下の資料が必要となります。
 - ▶ 場所に関する情報
 - ▶ 路線価図
 - ▶ 固定資産税課税明細書（固定資産税評価証明書）
 - ▶ 不動産登記簿謄本

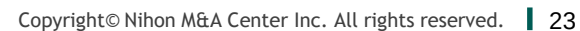
ただし、土地の評価額が争点となるようなケースでは不動産鑑定を取る場合もあります。
対象地が、再建築不可となる市街化調整区域に該当したり、未登記物件がある場合にも留意が必要です。

参考

容易に入手できる土地の指標としては、以下のものがあります。

種類	公示価格	都道府県基準地価格	路線価	固定資産税評価額
評価時点	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年1月1日	3年ごとに基準年を置き、その年の1月1日
公表時期	毎年3月下旬頃	毎年9月下旬頃	毎年8月中旬頃	基準年の3月頃
評価目的	■ 一般の土地取引価格に指標を与える ■ 公共用地の取得価格算定の規準	■ 国土利用計画法による規制の適正化及び円滑化 ■ 公示価格の補完	■ 相続税や贈与税の課税基準	■ 固定資産税等の課税基準
備考	都市計画区域のみ	ほぼ公示価格と同一価格水準 （都市計画区域外含む）	公示価格の80%程度	公示価格の70%程度

（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」より抜粋）



固定資産課税(補充)台帳登録事項等証明書

【評価証明】

2023年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋・償却資産の明細をお知らせします。

所有者住所
東京都千代田区丸の内1-8-3

所有者氏名(名称)
株式会社フカヒレ

所在地	地目又は 家屋種類	地積又は床面積		主体構造	評価額	課税標準額	
		家屋番号	階層			固定資産税	都市計画税
			附属				
土原1丁目 5-2	店舗・事務所	登記 m ²	現況 m ²	軽量鉄骨3mm以下	円	円	円
		196.52	196.52		557,000		
		5-2	地上 2 地下 附属	亜鉛メッキ鋼板			
土原1丁目 5-2	雑種地 (現況) 宅地	登記 m ²	現況 m ²		円	円	円
		267.25	267.25		5,840,000		
			地上 地下 附属				
	※※以下余白※※	登記 m ²	現況 m ²		円	円	円
		.	.				
			地上 地下 附属				
		登記 m ²	現況 m ²		円	円	円
		.	.				
			地上 地下 附属				
		登記 m ²	現況 m ²		円	円	円
		.	.				
			地上 地下 附属				

2023年5月1日

上記のとおり相違ないことを証明します。

名古屋市長 宮下 正史

長天
白宮

土地の評価（ケース②名古屋店の相続税評価倍率表）



倍 率 表

1頁

市区町村名：名古屋市天白区

昭和税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合 %	固定資産税評価額に乗ずる倍率等					
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場 池沼
す	菅田3丁目	主要地方道名古屋中環状線沿い	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
		上記以外の地域		個別	個	個	個	個	
つ	土原1・2丁目	土原土地区画整理事業施行地区内	—	個別	個	個	個	個	
		上記以外の地域		50	1.2	市比準	市比準	市比準	市比準
て	天白町大字植田	緑地予定地（東山公園）	—	個別	個	個	個	個	
		緑地予定地（牧野ヶ池緑地）		個別	個	個	個	個	
		上記以外の地域		路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
	天白町大字島田	緑地予定地（天白公園）	—	個別	個	個	個	個	
		上記以外の地域		路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
	天白町大字野並	主要地方道東海橋線沿い、主要地方道名古屋中環状線沿い	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
		上記以外の地域							
		1 緑地予定地（相生山緑地）		個別	個	個	個	個	

土地について、下記の通り時価へ評価替えを行います。

(単位：千円)

所在地	地積(m ²)	帳簿価額	評価差額	時価評価額	
大阪市北区梅田2-4-9 (大阪店)	242.00	40,394	129,006	169,400	※1
名古屋市天白区土原1-5-2 (名古屋店)	267.25	5,840	1,168	7,008	※2
合 計	509.25	46,234	130,174	176,408	

※1 路線価 (700千円) × 地積 242.00m²

※2 固定資産税評価額 (5,840千円) × 倍率 (1.2)

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

① 時価のある有価証券・・・評価時点の時価に評価替えを行います。

- 時価のある有価証券の評価は、通常、以下の資料が必要となります。

- ▶ 有価証券内訳書（数量がわかる資料）
- ▶ 証券会社の残高証明書
- ▶ 時価のわかる資料

- 時価は評価基準日（決算日）のものではなく、評価時点（評価する日）のものを用います。
- 数量が株式移転等により取得時から変動していても、有価証券内訳書に反映されていないことがあるので留意しましょう。

② 時価のない有価証券・・・1株あたりの純資産額を時価とみなして評価替えを行います。

- 時価のない有価証券の評価は、通常、以下の資料が必要となります。

- ▶ 投資先の決算書
- ▶ 投資先の持分割合のわかる資料

但し、決算書の正確性に何らの保証がないことから、含み益の計上は行わず、含み損の計上だけ行うこととしています。

銘 柄	持株数（株）	発行済株式数	出資比率	純資産	出資持分	帳簿価額	修正簿価	含み損益
	①	②	③＝①÷②	④	⑤＝③×④	⑥	⑦＝⑤ or ⑥	⑧＝⑤－⑥
○×株式会社	100	1,000	10.0%	100,000	10,000	5,000	10,000	5,000
株式会社△△	100	1,000	10.0%	30,000	3,000	5,000	3,000	△ 2,000
非上場株式合計：						10,000	13,000	3,000

③ 子会社株式・・・時価評価を行い、そのうえで連結財務諸表を作成して評価を行います。

- 子会社株式の評価は、通常、以下の資料が必要となります。

- ▶ 親会社と同様の資料一式
- ▶ 親子間の投資と資本、債権債務、取引高、未実現利益に関する情報

連結財務諸表作成のイメージ

勘定科目	親会社	子会社	単純合算	連結消去	連結数値
現金預金	100	80	180		180
売掛金	80	150	230 ②	△ 80	150
棚卸資産	220	60	280 ③	△ 18	262
建物	1,000	50	1,050		1,050
土地	2,000	40	2,040		2,040
子会社株式	10		10 ①	△ 10	0
資産 計	3,410	380	3,790	△ 108	3,682
勘定科目	親会社	子会社	単純合算	連結消去	連結数値
買掛金	200	80	280 ②	△ 80	200
借入金	2,000		2,000		2,000
資本金	10	10	20 ①	△ 10	10
利益剰余金	1,200	290	1,490 ③	△ 18	1,472
負債/純資産 計	3,410	380	3,790	△ 108	3,682

参考

連結調整は、

- ① 投資と資本の相殺消去
- ② 債権債務の相殺消去
- ③ 未実現利益の消去 からなる。

ただし、③については通常は金額が僅少であったり、把握しようとしても困難な場合も多いため考慮するケースは比較的少ない。
参考として次ページをご覧ください。

【参考】未実現利益の消去の例

連結会計上の実現利益の考え方

- 連結会計上、連結外部に販売した段階で、その在庫に付加された利益が実現したと考える。
そのため、子会社が保有している親会社から仕入れた棚卸資産に付加された利益は実現していないものとして取り扱う。

未実現利益の消去

- 期末時点で、子会社が保有している親会社から仕入れた棚卸資産に付加された親会社利益を算定し、子会社棚卸資産の金額から控除する。

前提条件

- 親子会社は100%の持ち株割合。
- 親会社が製造会社で、子会社が販売会社。
- 親会社は子会社にしか販売しておらず、子会社が保有する棚卸資産は親会社から仕入れたもののみに構成されている。

■親会社 簡易PL

	親会社	売上比率
売上	5,000	100%
売上原価	3,500	70%
売上総利益	1,500	30%

簡便的に、子会社期末棚卸資産金額×親会社売上総利益率により、未実現利益の金額を求める。

	金額
棚卸資産	60 a
売上総利益率	30% b
未実現利益	18 $c=a \times b$

■修正仕訳

借方		貸方	
利益剰余金	18	棚卸資産	18

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

解約返戻金のある保険契約を解約返戻金で評価します。

- 保険契約の評価は、通常、以下の資料が必要となる。

▶ 解約返戻金のわかる資料

【時点について】

保険契約は評価基準日（決算日）時点の解約返戻金で評価を行います。

※保険会社から、評価基準日とは異なる時点のデータしか入手できない場合、評価基準日後に支払った保険料に留意しましょう。

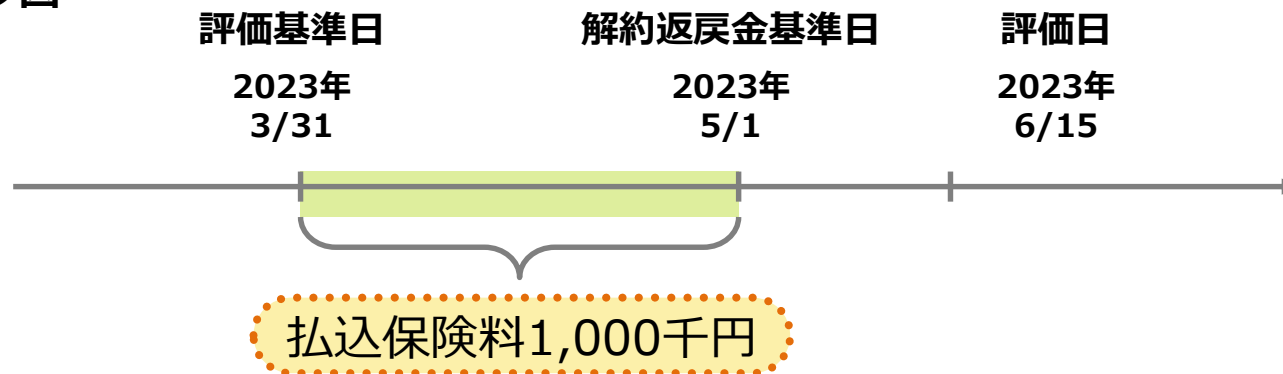
【勘定科目について】

保険料のうち税務上、将来損金算入が予定されている部分は、保険積立金とは別に前払費用や長期前払費用に計上されていることも多いため留意しましょう。

【保険種類について】

保険積立金の計上がない保険契約であっても、解約返戻金が存在する場合もあるので留意しましょう。

イメージ図※



2023/4/30時点

ホリネシアン ライフ インシュアランス カンパニー
 収納保全部 解約貸付課

解約返戻金のご案内

2023年3月31日付の解約返戻金を下記の通りご案内いたします。

記

証 券 番 号 : 下記ご明細の通り
 ご 契 約 者 : 株式会社 フカヒレ
 被 保 険 者 : 下記ご明細の通り
 保 険 種 類 : 下記ご明細の通り

解約返戻金合計： 14,318,000円

■ご明細

(単位:円)

証券番号	被保険者名	保険種類	解約返戻金
5Z01867830	田島 亮輔 様	積立利率変動型終身保険 (貯蓄重視型)	7,171,000
5Z01867835	田島 信輔 様		7,147,000
合 計			14,318,000

解約返戻金額により評価する。

(単位：千円)

保険会社	被保険者	受取人	帳簿価額	評価差額	解約返戻金
ポリネシアンライフ	田島亮輔	会社	5,799	1,372	7,171
ポリネシアンライフ	田島信輔	会社	5,784	1,363	7,147
合 計			11,583	2,735	14,318

時価純資産の具体的算定方法（資産）

	科目	評価方法	具体的手続
1	売掛金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 法人税申告書別表11（1）を確認し、貸倒引当金が個別に設定されている債権は全額控除する c. 売掛金の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
2	棚卸資産	■ 販売による回収不能額を控除する	a. 前期比較や回転期間分析等により回収不能額の有無を推定し、ヒアリングを行う b. 評価基準日以降の廃棄状況を確認する c. 過去の廃棄状況を確認する（粗利の変動を確認する） d. 棚卸資産の年齢表を入手し、ヒアリングを行う
3	有形固定資産（土地以外）	■ 税務上の適正簿価（普通償却限度額償却後）で評価する ■ 実在性のないものがあれば全額控除する ■ 遊休資産があれば時価評価を行う ■ 減損会計の対象となる資産があれば全額控除する	a. 減価償却額明細書を入手し、減価償却の過不足の有無を確認する b. 不動産登記簿謄本を入手し、建物の所有権が対象会社となっていることを確認する c. 減価償却額明細書を入手し、資産の実在性について検討、ヒアリングを行う d. 遊休資産の有無をヒアリングする e. 部門別、店舗別損益を確認し、減損対象とすべき資産の有無を検討する
4	土地	■ 時価で評価を行う	a. 路線価（含む倍率方式）により評価を行う b. 不動産登記簿謄本を入手し、土地の所有権が対象会社となっていることを確認する
5	電話加入権	■ 時価で評価を行う	a. 通常はゼロ円評価とする
6	有価証券	■ 時価で評価を行う	a. 時価のある有価証券の評価は、評価時点の時価で行う b. 時価のない有価証券の評価は、投資先の直近期の1株あたり純資産を時価とみなして評価を行う c. 子会社も譲渡対象である場合、対象会社との連結財務諸表を作成する
7	保険契約	■ 時価（解約返戻金）で評価を行う	a. 評価基準日時点の解約返戻金を入手し、当該金額で評価する
8	敷金保証金	■ 回収不能である金額を控除する	a. 契約書を入手し、敷引き等、解約時に返還されないものが帳簿上、計上されている場合、当該金額を控除する b. 原状回復費用を見積もり、当該金額を控除する

事業用建物賃貸借契約書（一部抜粋）

貸主 株式会社三井不動産（以下「甲」という）と、借主 株式会社フカヒレとは、以下の条項に従って事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条（目的物）

1 甲はその所有する次に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の所在場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
構造・規模 鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付地上35階建

～中略～

第7条（敷金・保証金）

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、敷金金17,000,000円、保証金金35,000,000円を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息をつけない。
- 2 乙は、本物件を明け渡しまでの間、敷金・保証金をもって賃料その他の債務と相殺することができない。
- 3 乙は、敷金・保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
- 4 甲が、乙より受領する敷金・保証金については、本契約が終了し、乙が甲に本物件の明け渡しの確認を得た後、賃料の滞納・現状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を差し引き、本物件明け渡し日から1ヶ月以内にその残額を甲から乙に返還する。この場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 5 甲は、保証金のうちから償却金として、契約終了時に20%の割合で収受することができる。なお、この償却金は原状回復費・違約金・中途解約予告金とは別個のものである。

～後略～

敷金・保証金について契約を確認し、契約終了時の返還金額で評価します。

(単位：千円)

相手先	内容	帳簿価額	評価差額	評価額
(株)三井不動産	東京本店・保証金	52,000	△ 7,000	45,000 ※1
(株)パーク	駐車場・敷金	1,411	-	1,411 ※2
合 計		53,411	△ 7,000	46,411

※1 保証金（35,000千円）×償却（20%）

※2 全額返還を確認

(ご参考) 敷金・保証金の評価 (原状回復費用)

下記計算を各店舗ごとに計算します。

- 過去の実績に基づいて平均退店年数及び平均原状回復費用を算出します。
- 既存店舗が出店から評価基準日まで何年経過しているかを把握します。

イメージ図



本日の演習内容

- 1 評価対象会社の概要
- 2 時価純資産の算定
- 3 時価純資産の具体的算定方法（資産）
- 4 時価純資産の具体的算定方法（負債）**
- 5 税効果の検討
- 6 営業権の算定

（ご参考）取引事例法とは

時価純資産の具体的算定方法（負債）

	科目	評価方法	具体的手続
1	買掛金・ 未払金・ 未払費用	■ 買掛金・未払金・未払費用の網羅性を確認する	a. 多額の計上漏れの有無をヒアリングする b. 未払費用の計上ポリシーをヒアリングする c. 未払給与が適正に計上されているかどうか確認する d. 未払法定福利費が適正に計上されているかどうか確認する
2	賞与引当金	■ 賞与引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 翌期に支払う賞与の支給対象期間のうち、評価基準日（決算日）において経過している期間分の金額を引き当てる また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識する
3	未払法人税等	■ 未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する	a. 確定申告書入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する
4	未払配当金	■ 基準日以降に配当金の支払いがある場合、当該金額を負債計上する	a. 個別注記表及びヒアリングにより基準日以降の配当金の支払いの有無を確認し、支払いがある場合、当該金額を負債計上する
5	退職給付引当金	■ 退職給付引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 退職金規程、勤続年数、基本給等を確認し、当期末において従業員全てが退職したと仮定した場合の支給額を引当計上する（会計基準における簡便法）

時価純資産の具体的算定方法（負債）

	科目	評価方法	具体的手続
1	買掛金・ 未払金・ 未払費用	■ 買掛金・未払金・未払費用の網羅性を確認する	a. 多額の計上漏れの有無をヒアリングする b. 未払費用の計上ポリシーをヒアリングする c. 未払給与が適正に計上されているかどうか確認する d. 未払法定福利費が適正に計上されているかどうか確認する
2	賞与引当金	■ 賞与引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 翌期に支払う賞与の支給対象期間のうち、評価基準日（決算日）において経過している期間分の金額を引き当てる また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識する
3	未払法人税等	■ 未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する	a. 確定申告書入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する
4	未払配当金	■ 基準日以降に配当金の支払いがある場合、当該金額を負債計上する	a. 個別注記表及びヒアリングにより基準日以降の配当金の支払いの有無を確認し、支払いがある場合、当該金額を負債計上する
5	退職給付引当金	■ 退職給付引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 退職金規程、勤続年数、基本給等を確認し、当期末において従業員全てが退職したと仮定した場合の支給額を引当計上する（会計基準における簡便法）

未払給与の計上の有無を確認し、未計上であり、かつ計上が必要な場合は追加計上を行います。

- 未払給与の評価は、通常、以下の資料が必要となります。

▶ **就業規則・賃金規程等**

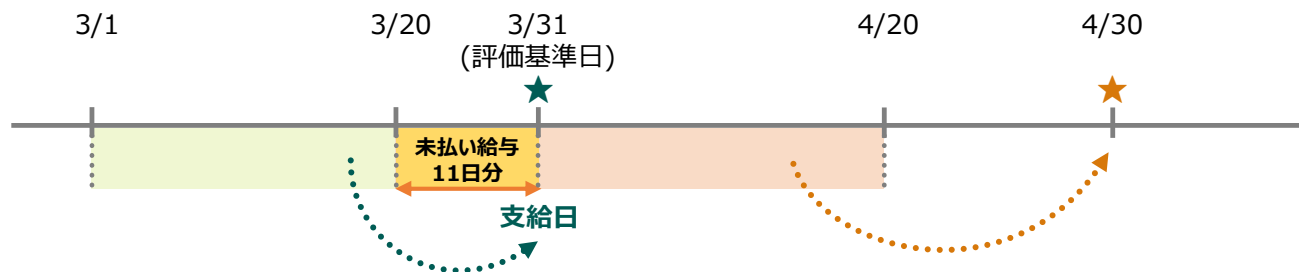
従業員給与支給額（評価基準日の翌月分）

ただし、
役員報酬には日割りの概念がないため、給与支給額に役員報酬が含まれている場合、
役員報酬を除外して未払給与の算定を行います。

月末締め翌月払いの場合には、1ヵ月分なので役員報酬も含めて計上する必要があります。

イメージ図

賃金が毎月20日締め、当月末日払いの例



就業規則または賃金規程（一部抜粋）

第6章 賃金

（賃金の計算期間及び支払日）

- 第31条 1 賃金は、毎月20日に締切り、当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。
- 2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）

- 第32条 1 賃金は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、従業員代表との書面協定により、従業員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。
- 2 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
- ① 源泉所得税
 - ② 住民税
 - ③ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
 - ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - ⑤ 従業員との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（賃金の改定）

- 第33条 当社は成果報酬制度を採用しており、毎年従業員の勤務成績等を査定の上、12月分の給与をもって昇給又は減給を行うものとする。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合にはこの限りでない。

（賞与）

- 第34条 賞与は、原則として賞与支給日に在籍する従業員に対し、成果報酬制度による従業員の勤務成績等の査定及び会社の業績等を勘案して、12月から5月までの期間に係る賞与を6月に、6月から11月までの期間に係る賞与を12月に支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

従業員給与について、賃金規程に基づき、評価基準日において経過している未払いの金額を追加計上します。

2023年4月末支払給与(千円)	未払日数	未払給与額 (千円)
18,600	11日／31日	6,600

■ 計算方法

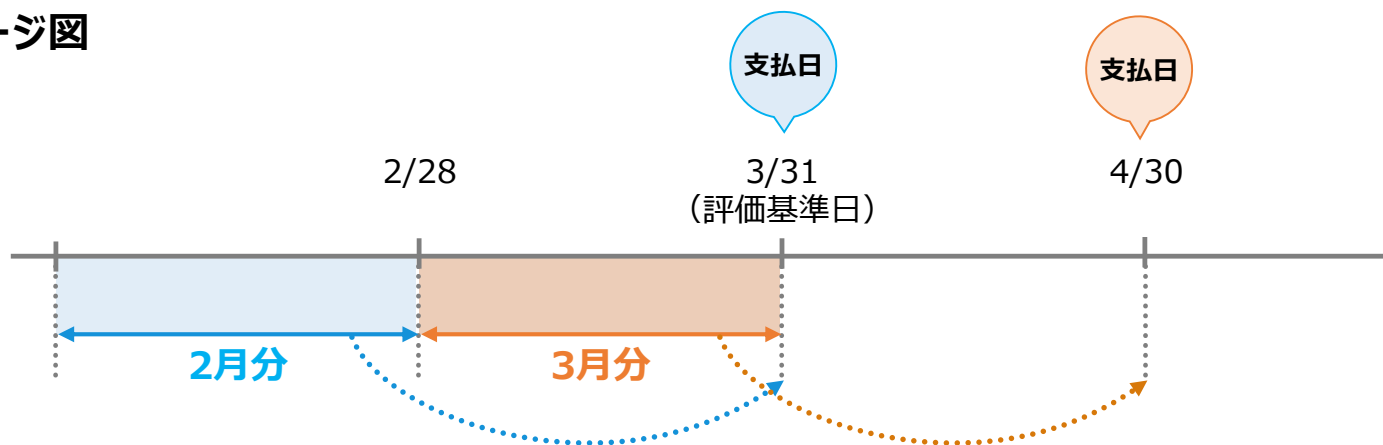
$$\begin{array}{l} 18,600\text{千円} \\ (4\text{月給与支給額}) \end{array} \times \frac{11\text{日 (3/20}\sim\text{3/31)}}{31\text{日 (3/20}\sim\text{4/20)}} = 6,600\text{千円}$$

未払法定福利費の計上の有無を確認し、未計上の場合は追加計上を行います。

- 未払法定福利費の評価は、通常、以下の資料が必要となる。

▶ 給与台帳

イメージ図



その他留意事項

- 36協定の届出が事業所ごとに行われているか？
- 未払残業代の問題が生じていないか？
- 雇用保険、社会保険の加入が適正に行われているか？

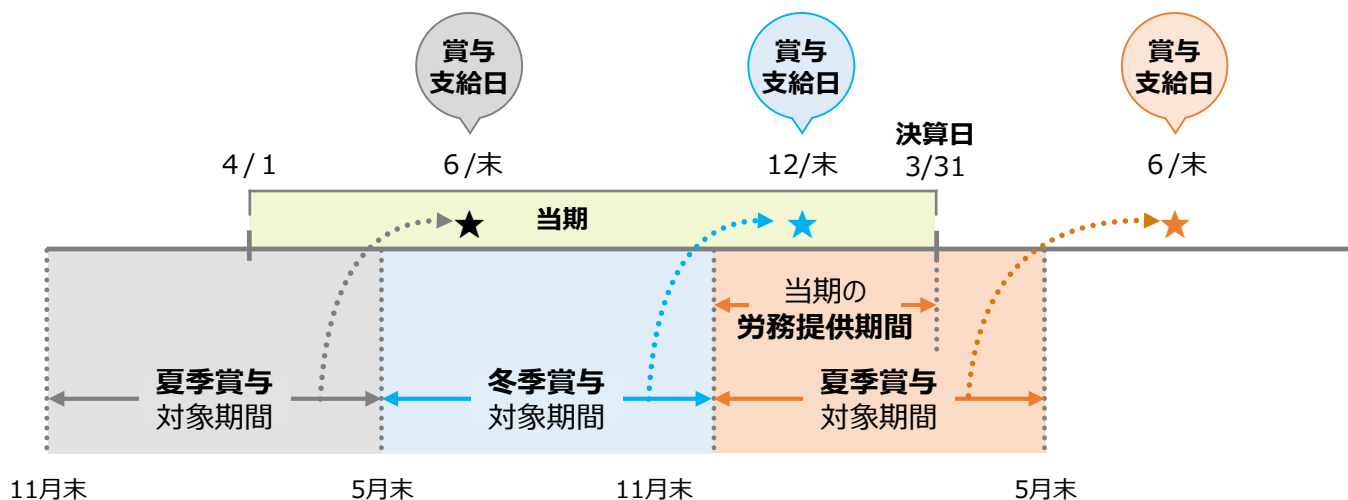
時価純資産の具体的算定方法（負債）

	科目	評価方法	具体的手続
1	買掛金・ 未払金・ 未払費用	■ 買掛金・未払金・未払費用の網羅性を確認する	a. 多額の計上漏れの有無をヒアリングする b. 未払費用の計上ポリシーをヒアリングする c. 未払給与が適正に計上されているかどうか確認する d. 未払法定福利費が適正に計上されているかどうか確認する
2	賞与引当金	■ 賞与引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 翌期に支払う賞与の支給対象期間のうち、評価基準日（決算日）において経過している期間分の金額を引き当てる また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識する
3	未払法人税等	■ 未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する	a. 確定申告書入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する
4	未払配当金	■ 基準日以降に配当金の支払いがある場合、当該金額を負債計上する	a. 個別注記表及びヒアリングにより基準日以降の配当金の支払いの有無を確認し、支払いがある場合、当該金額を負債計上する
5	退職給付引当金	■ 退職給付引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 退職金規程、勤続年数、基本給等を確認し、当期末において従業員全てが退職したと仮定した場合の支給額を引当計上する（会計基準における簡便法）

賞与引当金の計上の有無を確認し、未計上であり、かつ計上が必要な場合は追加計上を行います。

- 賞与引当金の評価は、通常、以下の資料が必要となる。
 - ▶ 就業規則・賃金規程（賞与規程）等
 - ▶ 賞与支給額（まだ支給していないタイミングの場合は支給予定額をヒアリング）

イメージ図



翌期賞与のうち、規定に基づき評価基準日において経過している期間分の金額を引き当てます。
また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識します。

2023年6月支給予定賞与（千円）	支給対象月数	経過月数	引当額（千円）
22,500	6ヵ月	4ヵ月	15,000
社会保険料	※引当額 15,000千円×15% =		2,250
合 計			17,250

計算方法

$$\begin{array}{l} 22,500\text{千円} \\ \text{(6月賞与支給額)} \end{array} \times \frac{4\text{ヵ月 (当期の労務期間2022/12}\sim\text{2023/3)}}{6\text{ヵ月 (支給対象期間2022/12}\sim\text{2023/5)}} = 15,000\text{千円}$$

$$15,000\text{千円} \times 15\% \text{ (概算社会保険料率)} = 2,250\text{千円 (会社負担分社会保険料)}$$

時価純資産の具体的算定方法（負債）

	科目	評価方法	具体的手続
1	買掛金・ 未払金・ 未払費用	■ 買掛金・未払金・未払費用の網羅性を確認する	a. 多額の計上漏れの有無をヒアリングする b. 未払費用の計上ポリシーをヒアリングする c. 未払給与が適正に計上されているかどうか確認する d. 未払法定福利費が適正に計上されているかどうか確認する
2	賞与引当金	■ 賞与引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 翌期に支払う賞与の支給対象期間のうち、評価基準日（決算日）において経過している期間分の金額を引き当てる また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識する
3	未払法人税等	■ 未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する	a. 確定申告書入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する
4	未払配当金	■ 基準日以降に配当金の支払いがある場合、当該金額を負債計上する	a. 個別注記表及びヒアリングにより基準日以降の配当金の支払いの有無を確認し、支払いがある場合、当該金額を負債計上する
5	退職給付引当金	■ 退職給付引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 退職金規程、勤続年数、基本給等を確認し、当期末において従業員全てが退職したと仮定した場合の支給額を引当計上する（会計基準における簡便法）

以下の資料を入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認します。

- 未払法人税等は、通常、以下の①～③の申告書の各欄を合計すれば、BSに計上すべき未払法人税等が算出される。

① 法人税申告書 … 別表一（一）

法人税： 15欄「差引確定法人税額」

地方法人税： 42欄「差引確定地方法人税額」

② 道府県民税申告書 … 第六号様式

事業税： 51欄「この申告により納付すべき事業税額」

地方法人特別税： 64欄「この申告により納付すべき地方法人特別税額」

住民税： 21欄「この申告により納付すべき道府県民税額」

③ 市町村民税申告書 … 第二十号様式

住民税： ⑮欄「この申告により納付すべき市町村民税額」



(参考) 法人税申告書…別表五（二）

- ▶ ①～③の各申告書との一致をまとめて確認することが可能（事業税、及び地方法人特別税以外）

(サンプル) ① 法人税申告書別表一 (一)

令和 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確定 申告書
課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書
令和 3 年 3 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日
この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)		十億	百万	千	円
1	2 8 5 7 5 6 9 2				
法人税額 (54)又は(55)	6 6 8 6 5 5 0				
法人税額の特別控除額 (56)又は(57)					
3					
差引法人税額 (2)-(3)	6 6 8 6 5 5 0				
5					
6	0 0 0				
7					
8	0 0 0				
9					
10	6 6 8 6 5 5 0				
11					
12	3 9				
13	6 6 8 6 5 0 0				
14	0 0				
15	6 6 8 6 5 0 0				
16					
17					
18	3 9				
19	3 9				
20					
21	0				
22	0				
23	0 0				
24					
25					
26					
27					
28					
29	0 0				
30	3 2 1 6 8 0				
31					
32	6 6 8 6 5 5 0				
33	0				
34	6 6 8 6 0 0 0				
35	2 9 4 1 8 4				
36	0				
37	2 9 4 1 8 4				
38					
39					
40	2 9 4 1 0 0				
41	0 0				
42	2 9 4 1 0 0				

Point①

差引確定法人税額
(13) - (14)

Point①

差引確定地方法人税額
(40) - (41)

※当該申告書はあくまでサンプルであり、株式会社フカヒレの数値とは一致しません。

(サンプル) ② 道府県民税申告書 第六号様式

Ⅲ人

Point①

この申告により納付すべき
事業税額
45-46-47-48-49-50

項目	課税標準	税率	税額
所得金額等	285,756.92		
年400万円以下の金額	207,500.00	3.65	7,570.00
年400万円を超え年800万円以下の金額	207,500.00	6.465	13,330.00
年800万円を超える金額	106,820.00	7.18	7,669.00
計	1483,200.00		95,590.00
経費控除等	0.00		0.00
付加価値税額	0.00		0.00
資本金等の額	0.00		0.00
収入金額	0.00		0.00
収入金額	0.00		0.00
合計事業税額	95,590.00		95,590.00
所得割	8,259.00		8,259.00
資本割	0.00		0.00
収入割	0.00		0.00
合計地方人特別税額	8,259.00		8,259.00
所得割	8,259.00		8,259.00
資本割	0.00		0.00
収入割	0.00		0.00
合計地方人特別税額	8,259.00		8,259.00
所得割	8,259.00		8,259.00
資本割	0.00		0.00
収入割	0.00		0.00
合計地方人特別税額	8,259.00		8,259.00

Point②

この申告により納付すべき
地方法人特別税額
60-61-62-63

項目	課税標準	税率	税額
所得金額等	285,756.92		
年400万円以下の金額	207,500.00	3.65	7,570.00
年400万円を超え年800万円以下の金額	207,500.00	6.465	13,330.00
年800万円を超える金額	106,820.00	7.18	7,669.00
計	1483,200.00		95,590.00
経費控除等	0.00		0.00
付加価値税額	0.00		0.00
資本金等の額	0.00		0.00
収入金額	0.00		0.00
収入金額	0.00		0.00
合計事業税額	95,590.00		95,590.00
所得割	8,259.00		8,259.00
資本割	0.00		0.00
収入割	0.00		0.00
合計地方人特別税額	8,259.00		8,259.00
所得割	8,259.00		8,259.00
資本割	0.00		0.00
収入割	0.00		0.00
合計地方人特別税額	8,259.00		8,259.00
所得割	8,259.00		8,259.00
資本割	0.00		0.00
収入割	0.00		0.00
合計地方人特別税額	8,259.00		8,259.00

Point③

この申告により納付すべき
道府県民税額
16+20

※当該申告書はあくまでサンプルであり、株式会社フカヒレの数値とは一致しません。

(サンプル) ③ 市町村民税申告書 第二十号様式

Ⅲ人

項 目		課 税 標 準		注 意 事 項				
		十 萬 円 単 位	千 円 単 位	十 萬 円 単 位	千 円 単 位			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額		①	668,655.0					
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②						
還付法人税額等の控除額		③						
退職年金等積立金に係る法人税額		④						
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④		⑤	668,600.0					
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×⑥)		⑥	308,500.0	9.70	29,924.5			
市町村民税の特定寄附金税額控除額		⑦						
外国の法人税等の額の控除額		⑧						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑨						
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨又は⑤-⑦-⑧-⑨		⑩			29,920.0			
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑪			0.0			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑫						
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫		⑬			29,920.0			
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑭	12 月	130,000 円 × ⑮	13,000.0			
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯			0.0			
	この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑯	⑰			0.0			
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰		⑱			42,920.0			
⑱のうち見込納付額		⑲			0.0			
差 引 ⑱-⑲		⑳			0.0			
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		当該市町村分の均等割額の税率適用区分に属している区画番号				
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全資産額		当該法人の全資産額				
合 計		⑳		㉑				
指 導	区 名	月 数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の提出	㉒・その他
定 合				130,000.0	解散の日	平成 年 月 日	還付の申請書の提出	㉓・否
都				0.0	この申告が中 間 申告の場合の計算期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	法人税の申告書の提出の期日の延長の有無	有・無
市				0.0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店		
に				0.0	口座番号(普通・当座)			
申				0.0	還 付 請 求 税 額			
告				0.0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
計				0.0				
する				0.0				
算				0.0				

※当該申告書はあくまでサンプルであり、株式会社フカヒレの数値とは一致しません。

時価純資産の具体的算定方法（負債）

	科目	評価方法	具体的手続
1	買掛金・ 未払金・ 未払費用	■ 買掛金・未払金・未払費用の網羅性を確認する	a. 多額の計上漏れの有無をヒアリングする b. 未払費用の計上ポリシーをヒアリングする c. 未払給与が適正に計上されているかどうか確認する d. 未払法定福利費が適正に計上されているかどうか確認する
2	賞与引当金	■ 賞与引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 翌期に支払う賞与の支給対象期間のうち、評価基準日（決算日）において経過している期間分の金額を引き当てる また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識する
3	未払法人税等	■ 未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する	a. 確定申告書入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する
4	未払配当金	■ 基準日以降に配当金の支払いがある場合、当該金額を負債計上する	a. 個別注記表及びヒアリングにより基準日以降の配当金の支払いの有無を確認し、支払いがある場合、当該金額を負債計上する
5	退職給付引当金	■ 退職給付引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 退職金規程、勤続年数、基本給等を確認し、当期末において従業員全てが退職したと仮定した場合の支給額を引当計上する（会計基準における簡便法）

個別注記表（一部抜粋）
自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

- I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記



IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当該事業年度の末日における発行済株式総数 20,000株
- 2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株
- 3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2022年6月26日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額	30,000千円
配当の原資	利益剰余金
配当の基準日	2022年3月31日
配当の効力発生日	2022年6月27日

4. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2023年6月27日開催予定の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

配当金の総額	50,000千円
配当の原資	利益剰余金
配当の基準日	2023年3月31日
配当の効力発生日	2023年6月28日

時価純資産の具体的算定方法（負債）

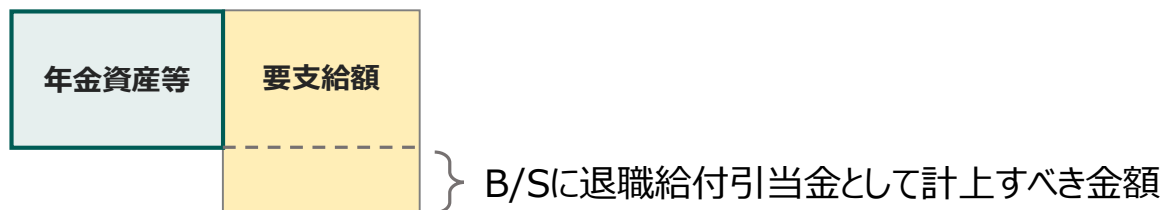
	科目	評価方法	具体的手続
1	買掛金・ 未払金・ 未払費用	■ 買掛金・未払金・未払費用の網羅性を確認する	a. 多額の計上漏れの有無をヒアリングする b. 未払費用の計上ポリシーをヒアリングする c. 未払給与が適正に計上されているかどうか確認する d. 未払法定福利費が適正に計上されているかどうか確認する
2	賞与引当金	■ 賞与引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 翌期に支払う賞与の支給対象期間のうち、評価基準日（決算日）において経過している期間分の金額を引き当てる また、会社負担分の社会保険料の金額（概算料率15%）も認識する
3	未払法人税等	■ 未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する	a. 確定申告書入手し、未払法人税等が適正に計上されているかどうか確認する
4	未払配当金	■ 基準日以降に配当金の支払いがある場合、当該金額を負債計上する	a. 個別注記表及びヒアリングにより基準日以降の配当金の支払いの有無を確認し、支払いがある場合、当該金額を負債計上する
5	退職給付引当金	■ 退職給付引当金が適正に計上されているかどうか確認する	a. 退職金規程、勤続年数、基本給等を確認し、当期末において従業員全てが退職したと仮定した場合の支給額を引当計上する（会計基準における簡便法）

退職給付引当金の計上の有無を確認し、未計上であり、かつ計上が必要な場合は追加計上を行います。

- 退職給付引当金の評価は、通常、以下の資料が必要となります。

- ▶ 退職金規程
- ▶ 従業員ごとの給与支給額が分かるもの（基本給をベースに算定する場合が多いため）
- ▶ 年金資産等の金額が分かる資料

■ 一般的なイメージ図



$$\begin{array}{lcl} \text{基本給} & \times & \text{勤続年数に応じた係数} & = & \text{要支給額} \\ \text{要支給額} & - & \text{外部積立額（中退共等）} & = & \text{退職給付引当金} \end{array}$$

退職金規程がない場合でも経常的に支給実績がある場合にはなんらかの引当計上が必要となります。
対象会社の従業員数が多い場合、別途年金数理計算により退職給付引当金の算定が必要となる場合もあります。
(会計基準における原則法)

参考

退職給付引当金とは

発生主義に基づき、従業員に対して将来的に支払う退職金のうち、
評価基準日までの労務提供に対応する金額を見積り計上する負債性引当金のこと。

就業規則または退職金規定（一部抜粋）

第7章 退職金

（適用範囲）

第35条 この規程は、従業員の退職金について定めたものである。勤続3年以上の従業員が退職し、又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、就業規則第49条2項により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

（退職金の額）

第36条 1 下記の算式により得た数を退職金として支給する。

①勤続3年未満・・・不支給

②勤続3年以上・・・基本給×支給倍率×退職理由率

2 支給倍率は、表1の通りとする。なお、勤務年数については端数を切り捨てる。

3 退職理由率は、会社都合、死亡、定年、結婚による退職の場合は1.0とし、自己都合による退職の場合は0.8とする。

（表1）支給倍率

年数	率	年数	率	年数	率	年数	率
3	2	10	5.5	17	12	24	23
4	2.5	11	6	18	13	25	25
5	3	12	7	19	14	26	26
6	3.5	13	8	20	15	27	27
7	4	14	9	21	17	28	28
8	4.5	15	10	22	19	29	29
9	5	16	11	23	21	30	30

（社外積立金の扱い）

第37条 1 当社は、退職金の支給原資として、適格退職年金制度等の社外積立を活用する場合がある。この場合において、退職金が社外積立から支給されたときは、その金額を本規程に定める退職金から控除する。

2 社外積立による退職金の本規程による退職金を上回る場合は、社外積立金額を退職金の支給額とする。

（退職金の支払時期）

第38条 退職金は、支給の事由の生じた日から90日以内に、退職した従業員に対して支払う。ただし、会社の経営状況によっては、支払時期及び支払方法が変更になる場合がある。

従業員退職金規程に基づき、下表の通り、期末時点における退職金要支給額を算出し、引当計上する。

氏名	勤続年数	基本給 (千円)	支給倍率	退職理由率	退職金要支給額 (千円)	中退共積立額 (千円)	差引退職給付引当金 (千円)
甲	16.4 年	320	11	0.8	2,816	1,150	1,666
乙	12.1 年	255	7	0.8	1,428	755	673
丙	7.9 年	195	4	0.8	624	700	0
他96名	-	-	-	-	92,657	19,291	73,366
合 計					97,525		75,705

丙氏 外部積立額が要支給額を上回っている。

▶ 中退共積立額は丙氏に直接支払われるため、丙氏分の引当金はゼロとなる。

退職給付引当金の計算は、要支給額や積立額の合計額で差し引きするのではなく、各人別に引当金額を算定してから集計します。

本日の演習内容

- 1 評価対象会社の概要
- 2 時価純資産の算定
- 3 時価純資産の具体的算定方法（資産）
- 4 時価純資産の具体的算定方法（負債）
- 5 税効果の検討**
- 6 営業権の算定

（ご参考）取引事例法とは

前述のような時価修正を行った後に税効果の検討をします。

意味合いとしては、時価修正に係る税金（法人税、住民税、事業税）の影響を勘案することです。

例えば・・・

※以下の例では便宜的に、法人法定実行税率を40%としています。

土地の含み益

簿価 1億円 → 時価 1億5千万円

含み益が5千万円ある土地を売却した場合には、
 $5千万円 \times 40\%$ （法人法定実効税率※）＝2千万円 の課税が生じるため
当該課税額を負債として計上する

賞与引当金の計上

簿価 0円 → 時価 3千万円

評価時点後に賞与を実際に支給した場合には、
 $3千万円 \times 40\%$ （法人法定実効税率※）＝1千200万円の節税効果が生じるため
当該節税額を資産計上する。

未払配当金の計上

簿価 0円 → 500万円

評価後に配当を実際に支給しても配当は損金とならないため、節税効果は生じない。

(単位：千円)

繰延税金資産	金額	実効税率	算出額
売掛金	28,696	34%	9,757
棚卸資産	1,912	34%	650
建物	8,050	34%	2,737
土地	△ 130,174	34%	△ 44,259
電話加入権	4,440	34%	1,510
投資有価証券	3,315	34%	1,127
敷金保証金	7,000	34%	2,380
保険積立金	△ 2,735	34%	△ 930
未払給与	6,600	34%	2,244
賞与引当金	17,250	34%	5,865
退職給付引当金	75,705	34%	25,740
合 計	20,059		6,820

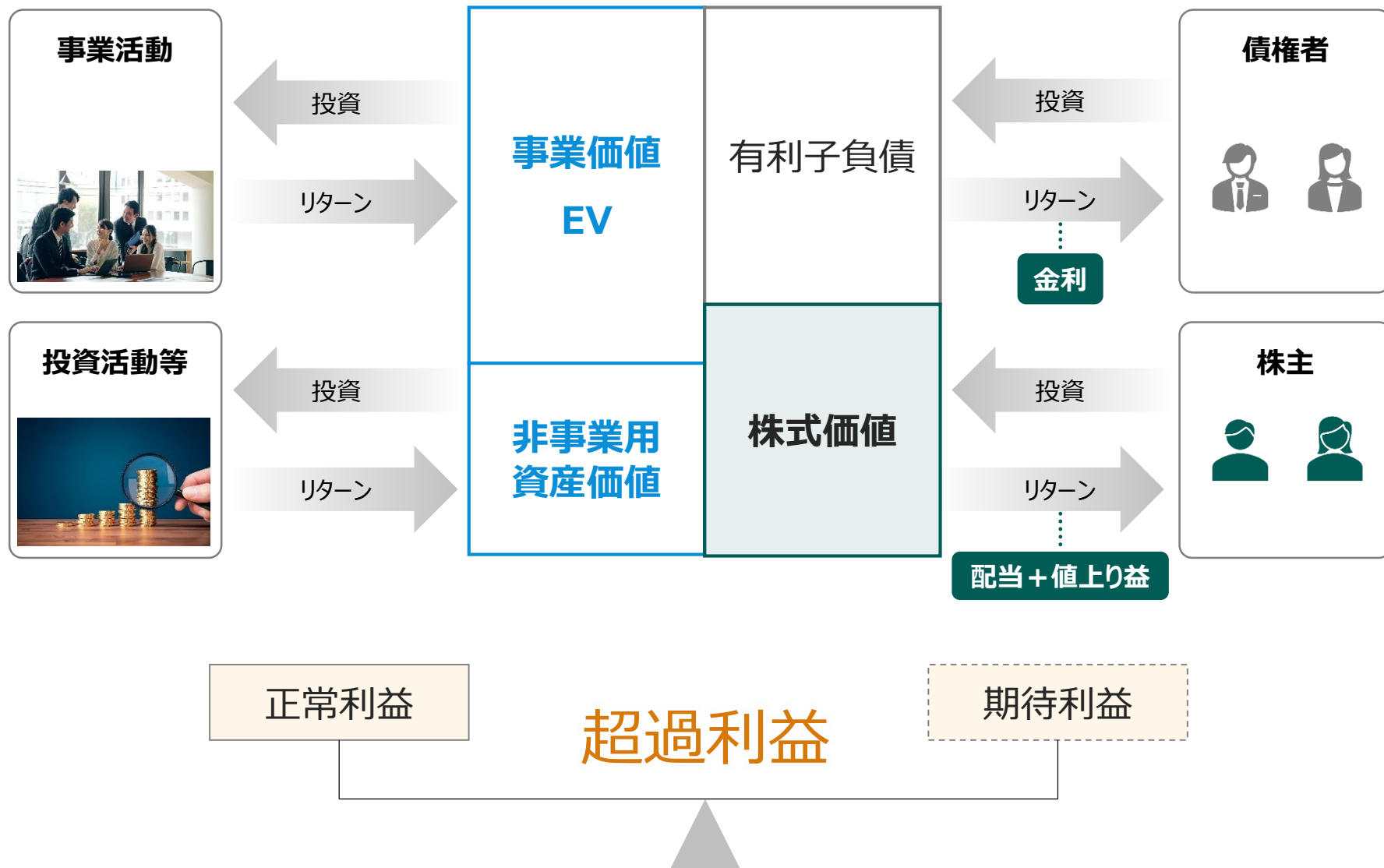
留意点

- 税務上の繰越欠損金も、将来の税金を減らす効果があることから、繰延税金資産として認識します。
- 対象会社に将来課税所得が生じないと節税効果も生じません。
- 売却を予定していない資産（償却資産を除く）に税効果を認識するかどうかは議論があるところ。

本日の演習内容

- 1 評価対象会社の概要
- 2 時価純資産の算定
- 3 時価純資産の具体的算定方法（資産）
- 4 時価純資産の具体的算定方法（負債）
- 5 税効果の検討
- 6 営業権の算定**

（ご参考）取引事例法とは



基本算式

- 「営業権」 = 「超過利益」×（「超過利益」の「持続年数の複利年金現価係数」）
- 「超過利益」 = 「評価対象会社の正常利益」－「一般に期待される利益」
- 「一般に期待される利益」＝「事業投下資本時価」×「期待利子率」

正常利益

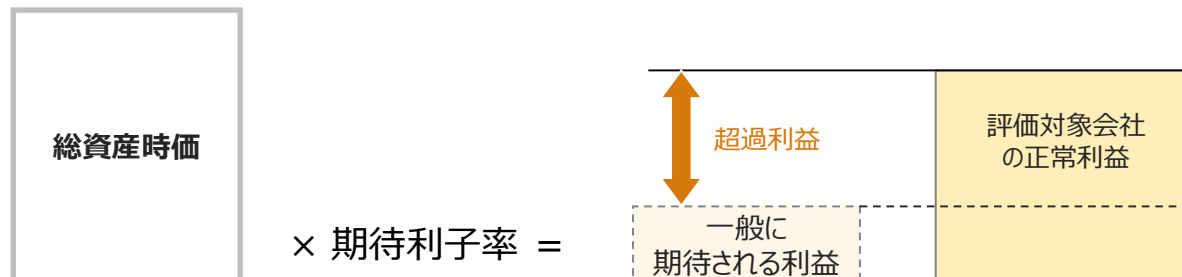
- 評価対象の正常的な状態の収益力を表すもの（後述）
- 過去3期の正常利益を5（直近期）：3（2期前）：2（3期前）の割合で加重平均

一般に期待される利益

- 投下資本（総資産）に見合うだけのリターン
- 当社方式では、期待利子率はリスクフリーレートにリスクプレミアム3%を加算して算出

持続年数

- 当社過去実績の平均により、3年で算出するケースが多い
- さらに、当社方式では、各年度の超過利益を現在価値に置き換えて評価しており、超過利益に持続年数に対応する複利年金現価係数を乗じて算出



複利年金現価係数とは？

将来のある一定の金額を一定の利子率で現在の価値に割り引くための係数

- 例えば 利子率 4 % で期間 3 年の複利年金現価係数は・・・

$$\frac{1}{(1+0.04)} + \frac{1}{(1+0.04)^2} + \frac{1}{(1+0.04)^3} \doteq 2.7751$$

損益計算書

B / S の修正事項の反映

中小企業固有の特有の事項の修正

処理科目の誤りの修正

非経常的・臨時的な損益の控除又は修正

支払利息及び手形売却損の控除

正常利益の算定

B/Sの修正事項は原則としてP/Lの修正事項

- ▶ 減価償却過不足額
- ▶ 退職給付引当金

中小企業（オーナー企業）特有の事項

- ▶ 役員報酬
- ▶ 役員保険
- ▶ オーナーの個人的な経費（M & A 後には生じないと想定される経費）

処理科目誤りの修正

- ▶ 販売費および一般管理費の租税公課に計上されている事業税

非経常的・臨時的な損益の控除または修正

- ▶ 正常収益力の算定という目的から非経常的・臨時的な項目は排除
（雑収入および雑損失の発生項目についてはこの判断が難しいですが・・・）

支払利息および手形売却損の控除

- ▶ 正常利益は債権者への分配前（支払利息や手形売却損等の資金調達コスト控除前）である必要があるため。

正常利益の算定（損益計算書）



科 目	2021年3月期			2022年3月期			2023年3月期		
	帳簿価額	修正額	修正後	帳簿価額	修正額	修正後	帳簿価額	修正額	修正後
【売上高】	【2,097,090】	【0】	【2,097,090】	【2,220,972】	【0】	【2,220,972】	【2,514,523】	【0】	【2,514,523】
商品売上	1,331,174		1,331,174	1,399,267		1,399,267	1,602,967		1,602,967
店舗売上	768,030		768,030	824,472		824,472	913,317		913,317
売上値引	△ 2,114		△ 2,114	△ 2,767		△ 2,767	△ 1,761		△ 1,761
【売上原価】	【1,677,672】	【0】	【1,677,672】	【1,754,567】	【0】	【1,754,567】	【1,986,473】	【0】	【1,986,473】
期首棚卸高	104,891		104,891	135,020		135,020	123,500		123,500
商品仕入高	1,408,959		1,408,959	1,426,923		1,426,923	1,530,897		1,530,897
外注加工費	298,842		298,842	316,124		316,124	436,847		436,847
期末棚卸高	△ 135,020		△ 135,020	△ 123,500		△ 123,500	△ 104,771		△ 104,771
売上総利益	419,418	0	419,418	466,405	0	466,405	528,050	0	528,050
【販売費及び一般管理費】	【403,932】	【△19,391】	【384,541】	【430,098】	【△18,491】	【411,607】	【468,187】	【△25,694】	【442,493】
営業利益	15,486	19,391	34,877	36,307	18,491	54,798	59,863	25,694	85,557
【営業外収益】	【28,030】	【△22,605】	【5,425】	【5,438】	【0】	【5,438】	【5,630】	【0】	【5,630】
受取利息	24		24	9		9	58		58
受取家賃	517		517	517		517	517		517
受取配当金	32		32	28		28	27		27
雑収入	27,457	△ 22,605	4,852	4,884		4,884	5,028		5,028
【営業外費用】	【7,810】	【△7,810】	【0】	【8,122】	【△8,122】	【0】	【10,641】	【△10,641】	【0】
支払利息	6,945	△ 6,945		7,493	△ 7,493		9,678	△ 9,678	
手形売却損	205	△ 205		225	△ 225		963	△ 963	
有価証券売却損	660	△ 660		404	△ 404				
経常利益	35,706	4,596	40,302	33,623	26,613	60,236	54,852	36,335	91,187
【特別利益】	【0】	【0】	【0】	【540】	【△540】	【0】	【0】	【0】	【0】
固定資産売却益				540	△ 540				
【特別損失】	【11,821】	【△11,821】	【0】	【41,427】	【△41,427】	【0】	【827】	【△827】	【0】
固定資産除却損	11,821	△ 11,821					175	△ 175	
固定資産売却損				41,427	△ 41,427		652	△ 652	
税引前当期純利益	23,885	16,417	40,302	△ 7,264	67,500	60,236	54,025	37,162	91,187

加重平均割合：

20%

30%

50%

「修正後」税引前当期純利益の3期加重平均 = 71,725

正常利益の算定（販売費及び一般管理費の修正）



科 目	2021年3月期			2022年3月期			2023年3月期		
	帳簿価額	修正額	修正後	帳簿価額	修正額	修正後	帳簿価額	修正額	修正後
【売上高】	(2,097,090)		(2,097,090)	(2,220,972)		(2,220,972)	(2,514,523)		(2,514,523)
役員報酬	54,000	△ 16,790	37,210	58,800	△ 21,590	37,210	58,800	△ 21,590	37,210
給与	154,213		154,213	153,424		153,424	162,431		162,431
法定福利費	23,131		23,131	23,014		23,014	24,624		24,624
厚生費	7,484		7,484	5,707		5,707	5,138		5,138
退職金	740	△ 740		2,592	△ 2,592		5,069	△ 5,069	
役員退職慰労引当金繰入額									
退職給付費用		4,136	4,136		4,558	4,558		5,030	5,030
【人件費計】	【239,568】	【△13,394】	【226,174】	【243,537】	【△19,624】	【223,913】	【256,062】	【△21,629】	【234,433】
旅費交通費	16,581		16,581	13,405		13,405	18,349		18,349
広告宣伝費	6,528		6,528	5,151		5,151	8,353		8,353
荷造運賃	3,050		3,050	3,727		3,727	3,412		3,412
会議費	1,303		1,303	826		826	994		994
賃借料	9,402		9,402	14,498		14,498	15,467		15,467
地代家賃	12,454		12,454	12,351		12,351	13,451		13,451
修繕費	4,873		4,873	5,192		5,192	4,215		4,215
事務用消耗品費	4,533		4,533	4,543		4,543	5,614		5,614
通信費	9,249		9,249	7,958		7,958	8,578		8,578
水道光熱費	2,323		2,323	2,580		2,580	4,001		4,001
租税公課	3,538	△ 2,101	1,437	1,527		1,527	6,751	△ 5,198	1,553
減価償却費	54,166	1,150	55,316	79,294	3,450	82,744	82,153	3,450	85,603
接待交際費	3,578		3,578	4,141		4,141	5,306		5,306
保険料	13,632	△ 5,046	8,586	9,812	△ 2,317	7,495	9,277	△ 2,317	6,960
備品・消耗品費	1,404		1,404	1,940		1,940	2,840		2,840
支払手数料	2,560		2,560	3,751		3,751	4,369		4,369
燃料費	8,361		8,361	9,065		9,065	10,143		10,143
諸会費	1,235		1,235	1,315		1,315	1,670		1,670
貸倒引当金繰入	110		110	49		49	282		282
雑費	5,484		5,484	5,436		5,436	6,900		6,900
販売費及び一般管理費合計	403,932	△ 19,391	384,541	430,098	△ 18,491	411,607	468,187	△ 25,694	442,493

■役員報酬

役員報酬については、○×総合研究所の2023年度版規模別常勤役員の年間収入平均額データに基づき売上高別の常勤役員年間収入平均額を標準役員報酬として計上し直します。

氏名	役位	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	標準報酬
田島 亮輔	社長	30,000	33,600	33,600	22,210
田島 信輔	専務	24,000	25,200	25,200	15,000
合 計		54,000	58,800	58,800	37,210

■退職金

各期の退職給付費用を再計算するため、一旦控除します。

■租税公課

租税公課に含まれる事業税を控除します。

■減価償却費

減価償却に不足が生じている建物について、算出した不足額を各期の減価償却費として追加計上します。

修正内容	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
建物償却不足	1,150	3,450	3,450
合 計	1,150	3,450	3,450

■保険料

保険料のうち以下の金額はオーナー一族に係るものであるため除外します。

保険会社	契約日	被保険者	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
日生命	2005/5/24	田島亮輔	2,729	-	-
ポリネシアライフ	2009/3/31	田島亮輔	1,212	1,212	1,212
ポリネシアライフ	2010/3/31	田島信輔	1,105	1,105	1,105
合 計			5,046	2,317	2,317

■退職給付費用

要支給額の増加分について、各期の退職給付費用として計上します。

2020/3末要支給額	2021/3末要支給額	2022/3末要支給額	2023/3末要支給額
61,981	66,117	70,675	75,705
	2021/3期要繰入額	2022/3期要繰入額	2023/3期要繰入額
	4,136	4,558	5,030

■支払利息・手形売却損

資金の調達方法から独立した会社財産の収益獲得力を評価するため除外します。

■非経常的な損益

下記の項目については、非経常的・臨時的なものであるため、全額除外します。
雑収入（保険解約益22,605千円）、有価証券売却損、固定資産売却損益、固定資産除却損

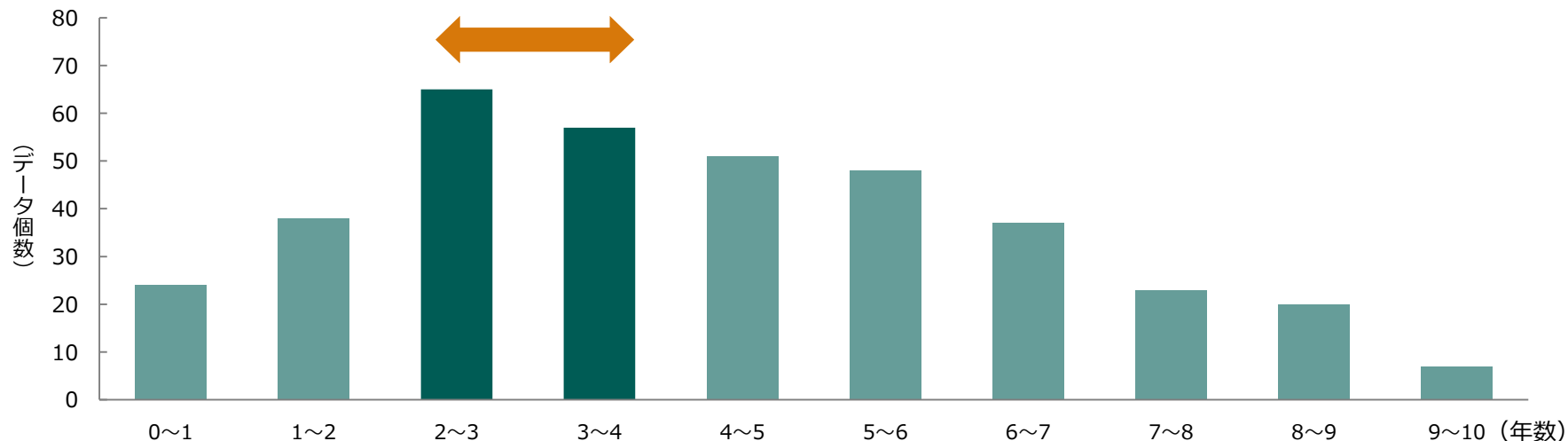
営業権の評価				
超過利益金額の計算	「修正後」税引前当期純利益			71,725 ①
	時価総資産価額			1,143,823 ※営業権評価前 ②
	10年国債利回り	0.042% a	※算定日時点の利回り	
	リスクプレミアム	3.000% b		
	期待利子率	3.042% c=a+b		
営業権の計算	期待利益			34,795 ③=②×c
	超過利益金額			36,930 ④=①-③
	営業権の持続年数	2.0	3.0	4.0
	複利年金現価係数	1.912	2.826	3.713 ⑤
		(基準年数-1)	(基準年数)	(基準年数+1)
	営業権評価額	70,621	104,375	137,133 ⑥=④×⑤
株式価値試算結果				
簿価純資産			422,420	⑦
時価修正			△ 63,239	⑧
時価純資産			359,181	⑨=⑦+⑧
営業権評価額			137,133	⑩ ← ⑥
	(基準年数-1)	(基準年数)	(基準年数+1)	
株式価値評価額	429,801	463,556	496,314	⑪=⑨+⑩
発行済み株式総数（自己株式を除く）			20,000	
	(基準年数-1)	(基準年数)	(基準年数+1)	
1株あたり評価額	21.490	23.178	24.816	

本日の演習内容

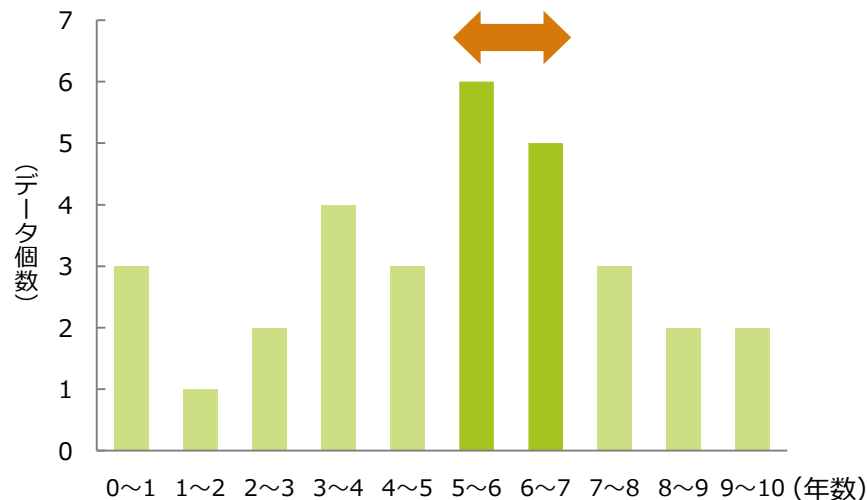
- 1 評価対象会社の概要
- 2 時価純資産の算定
- 3 時価純資産の具体的算定方法（資産）
- 4 時価純資産の具体的算定方法（負債）
- 5 税効果の検討
- 6 営業権の算定

（ご参考）取引事例法とは

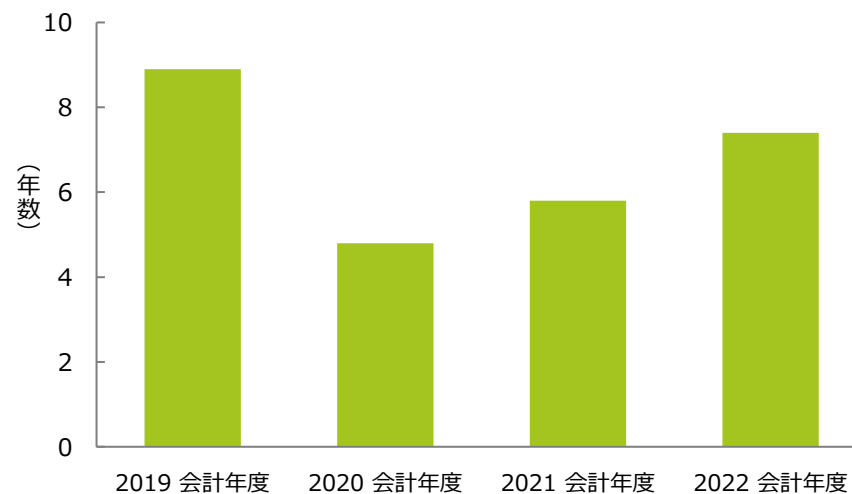
■ 営業権持続年数の分布（全業種）



■ 営業権持続年数の分布（X業種）



■ 年度別 営業権持続年数（X業種）



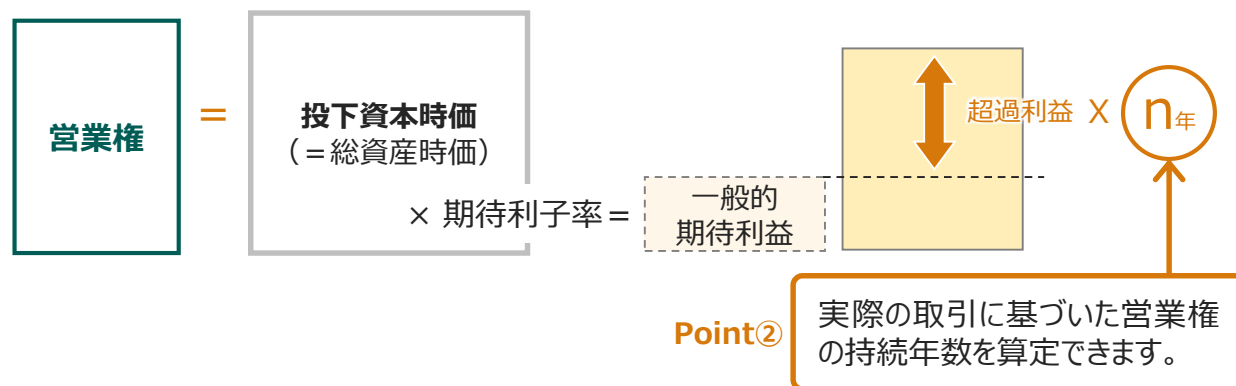
取引事例法の考え方（時価純資産＋営業権法）



取引事例法による営業権持続年数の算定方法

超過収益法

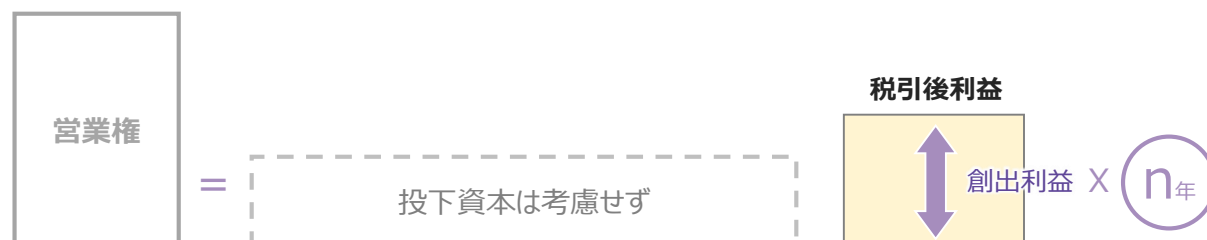
- 対象会社が創出すべき利益（理論値）と一般的な期待利益の差額を営業権に反映する方法

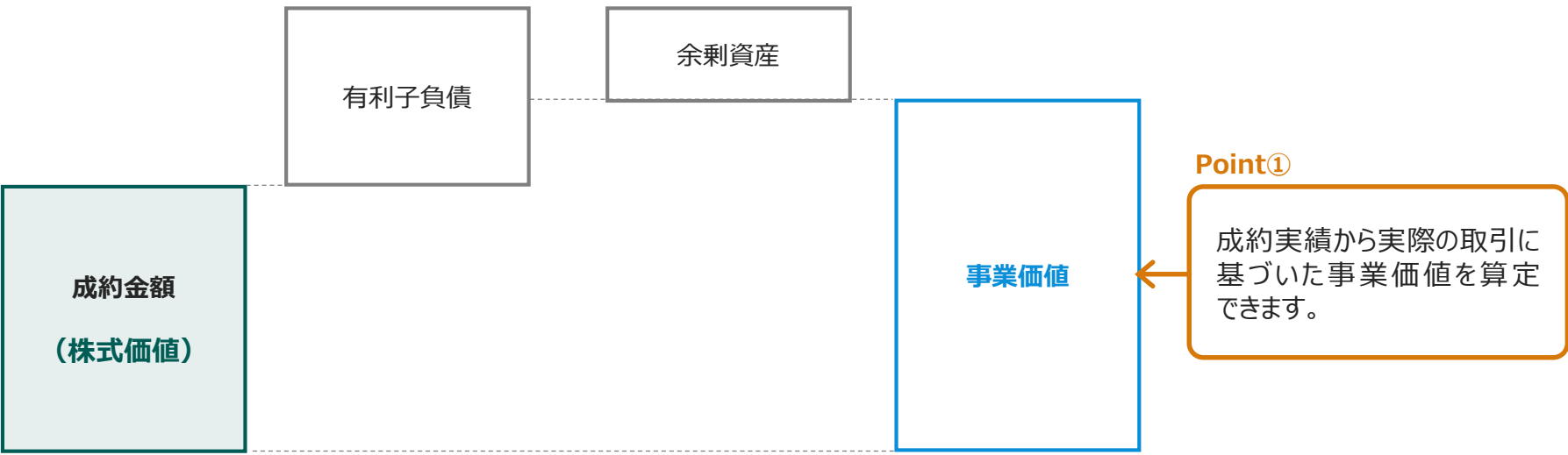


※参考

年買法（簡便的手法）

- 対象会社が創出した税引後利益を実績利回りと判断し、営業権に反映する方法

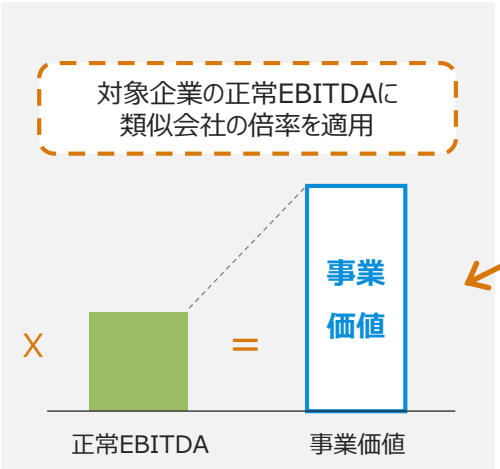
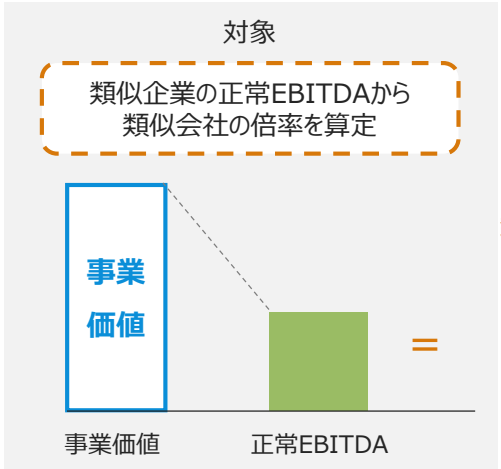




事業価値の算定方法

類似会社

対象会社



Point ②

実際の取引に基づいた倍率が算定され、当該倍率に基づいた対象会社の事業価値が算定できます。

川人 日本M&Aセンター

M&Aシニアエキスパート養成スクール
